改正後

（建築行為等の許可の申請）

第三十八条の二の二　法第五十二条第一項の許可の申請は、別記様式第九の二による申請書を提出して行うものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一　土地の形質の変更にあつては、当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

二　建築物の建築その他工作物の建設にあつては、敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺五百分の一以上のもの

三　法第五十二条第一項の政令で定める物件の堆積にあつては、当該堆積を行う土地の区域を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

（堆積をした物件の飛散等を防止するための措置）

第三十八条の二の三　令第三十六条の七の堆積をした物件が飛散し、流出し、又は地下に浸透することを防止するために必要な措置は、次に掲げるものとする。

一　堆積をした物件が飛散するおそれがある場合にあつては、次のいずれかの措置を講ずること。

イ　当該物件の表面に覆いを設け、当該覆いが容易に移動しないように固定すること。

ロ　当該物件をその状態に応じた容器に収納すること。

二　堆積をした物件が流出するおそれがある場合にあつては、当該物件をその状態に応じた容器に収納すること。

三　物件の堆積に伴い汚水を生ずるおそれがある場合にあつては、次のいずれかの措置を講ずること。

イ　当該物件の底面に覆いを設けること。

ロ　当該物件をその状態に応じた容器に収納すること。

第三十八条の二の四　（略）

別記様式第9の2（第38条の2の2関係）

許　可　申　請　書

年　月　日

殿

申請者　住所

氏名　㊞

都市計画法第52条第1項の許可を受けたいので、下記により、申請します。

㈠　土地の形質の変更

区域に含まれる地域の名称	
区域の面積	
土地の形質の変更の内容等	
その他必要な事項	

改正前

（新設）

（新設）

第三十八条の二の二　（略）

別記様式第9の2　削除